

第 2 次甲賀市環境基本計画 策定方針 (案)

甲賀市

第2次甲賀市環境基本計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、総合計画の目標のひとつである「自然環境を大切にし、暮らしの豊かさにつなぐ」ことを推進するため、環境基本条例に基づき、環境の保全と創出を推進するための基本指針として、平成21年6月に甲賀市環境基本計画を策定し、取り組みを進めてきました。

甲賀市環境基本計画は、目指すべき甲賀市の環境像を「未来につなぐ美しい甲賀」と定め、行政はもちろんのこと、市民・事業所・学校など、甲賀市にかかわるすべての人々が主体的に取り組むことをめざし策定したもので、甲賀市総合計画と整合性を図り、平成28年度までの8年間を期間としたものでした。

この間、環境保全等の意識の浸透を図るため、学習の場の提供、広報誌やホームページによる啓発、また、地球温暖化防止対策として、公共的施設への再生可能エネルギー導入事業補助制度をはじめ、小中学校校舎への太陽光発電施設の導入を進めてきました。

この環境基本計画が、平成28年度末で終了することを踏まえ、また、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、本市を取り巻く情勢に応じた取り組み、そして近年著しく変化を見せる地球環境への対策を総合的かつ計画的に進めるため、市民誰もが環境意識を醸成できる甲賀市をめざし、第2次甲賀市環境基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、甲賀市環境基本条例第7条の規定に基づき策定するもので、甲賀市における環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに甲賀市政の最上位計画である甲賀市総合計画をはじめとして、甲賀市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図り策定します。

また、関連計画である「甲賀市地域新エネルギービジョン」及び「甲賀市地球温暖化対策実行計画（ラブアースこうか2012）」との関連性を整理し、統合について検討します。

3. 計画期間

第2次甲賀市環境基本計画については、その計画期間を8年間とし、中間となる4年で見直しができることとします。

4. 市民参加および策定体制

(1) 甲賀市環境審議会

市民（公募・団体）、事業所、学識経験者、教育機関など8人で構成している甲賀市環境審議会において、計画の策定に向けた審議を行います。

(2) 市民参加

甲賀市環境審議会からの意見のほか、市民（一般・高校生・中学生・小学生）、事業者の意見を反映するため、事前に環境に関する市民意識調査を行うとともに、計画案作成時にはパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、市民参加を進めます。

(3) 庁内体制

教育委員会（環境学習）や建設部（景観・みなくち子どもの森）、産業経済部（農村・森林保全）等、関係部局との連携により、計画（案）の検討を行います。

5. 計画策定のスケジュール

平成27年11月	甲賀市環境審議会（平成27年度 第1回） 第2次甲賀市環境基本計画策定について諮問
平成28年 1月	環境に関する市民（事業所）意識調査
平成28年 2月	環境に関する市民（事業所）意識調査結果の集計、 および分析 本市における環境状況等の分析、整理 国、県の環境施策の今後方針等の情報収集
平成28年 3月	甲賀市環境審議会開催（平成27年度 第2回） 甲賀市環境基本計画骨子案等の審議
平成28年 4月～	甲賀市環境基本計画等素案検討

平成28年 7月～	甲賀市環境基本計画等（案）の検討 ※環境審議会を3回程度開催
平成28年10月	第2次甲賀市環境基本計画策定について答申
平成28年12月～	パブリックコメントの実施
平成29年 3月	第2次甲賀市環境基本計画等策定
平成29年 4月	第2次甲賀市環境基本計画等の施行